

嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症について、市民や関係団体への啓発等により、2次感染による感染拡大を防止するとともに、庁内及び関係機関と相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する初動対応の状況や被害情報等の報告
- (2) 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び症状（感染性、重症度、潜伏期、薬効の把握）等の報告
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対して各課が実施する対策の確認
- (4) 総合的な対応方針の決定に関する事項
- (5) 市民への情報提供や報道機関対応に関する事項
- (6) 関係機関との連絡調整に関する事項
- (7) 専門機関や専門家の意見聴取
- (8) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 対策本部は、別表のとおりとする。

(本部長及び副本部長)

第4条 対策本部に、本部長及び副本部長1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理し、対策本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、新型コロナウイルス感染症対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部長が招集する。

2 本部長は、必要に応じ、関係課の職員を会議に参加させることができる。  
(廃止)

第6条 対策本部は、新型コロナウイルス感染症が終息した場合には廃止する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

別表（第3条関係）

嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部組織図

嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策会議		対策部（部長）	班（班長）	班員	
本 部 会 議	本部長	市長	総務対策部	総務班	総務課
	副本部長	副市長	部 長 総務課長	班 長 管財課長	人事秘書課
	本部長付	教育長	副部長 人事秘書課長	副班長 男女共同参画推進課長	防災対策課
		消防団長			企画財政課（企画調整係、統計調査係、行政改革推進係）
	本 部 員	総合調整監 防災対策課長 総務課長 人事秘書課長 議会事務局長 福祉事務所長 環境課長 土木課長 水道局長 教育総務課長 各市民地域振興課長			男女共同参画推進課
					管財課
					地域活性推進課
					議会事務局
					監査委員事務局
					選挙管理委員会事務局
					企画財政課（財政係）
					会計課
					健康課
					子育て支援課
	高齢者介護課				
	社会福祉課				
	こども育成課				
	保護課				
本部長が必要があると認めた者	企画財政課長 地域活性推進課長 子育て支援課長 高齢者介護課長 社会福祉課長 こども育成課長 市民課長 人権・同和対策課長 産業振興課長 学校教育課長 生涯学習課長 スポーツ推進課長			税務課	
				市民課	
				環境課	
				人権・同和対策課	
				農林振興課	
				産業振興課	
				農業委員会事務局	
				住宅課	
				土木課	
				水道局	
事務局	(主) 健康課 (副) 防災対策課			教育総務課	
				学校教育課	
				学校施設課	
				生涯学習課	
				スポーツ推進課	
				山田総合支所市民地域振興課	
				確井総合支所市民地域振興課	
				嘉徳総合支所市民地域振興課	
				消防団本部	
				消防団本部付	
				消防団分団	